

全国地域VAN事業者協議会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、全国地域VAN事業者協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、地域情報化の進展に対応し、全国の地域VAN事業者がその特色を生かしつつ、相互の技術面、運営面の協力によって、地域の事業者によりすぐれたサービスを提供し、あわせてVAN事業者それぞれの発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 各地域VAN事業者が、よりすぐれたサービスシステムを開発・運営するため、相互の運営ノウハウ・技術交流の場を提供する。
- (2) 各地域VAN事業者が、相互に協力し、個々では実現できないサービスを実現するための事業をおこなう。
- (3) 各地域VAN事業者が、相互に情報を交換するための媒体をもうける。
- (4) 地域の情報化促進のための意見のとりまとめをおこなう。
- (5) その他、第2条の目的を達成するための事業をおこなう。

第2章 会 員

(会員)

第4条 本会の会員は、次の4種とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同するVAN事業者。
- (2) 準会員 正会員の事業運営について、コンピュータ、ネットワークなどの設備の提供や、システム構築、業務運営について提携関係を持つ者。
- (3) 協賛会員 地域VANの運営に必要な情報機器、ソフトウェアなどを製造販売する者で、本会の目的に賛同し、会が認める者。
- (4) 特別会員 本会の目的に賛同する、国、自治体等、またその関係機関

(会費)

第5条 会費

正会員、準会員、協賛会員は別に定める会費を納入することとする。

第3章 役員

(役員)

第6条 役員

本会に、次の役員をおく。

- (1) 代表理事 1名
- (2) 理事 5名
- (3) 監事 2名

(役員を選任)

第7条 代表理事、理事および監事は、総会において会員の内から選任する。

(役員職務)

第8条 代表理事は本会を代表し、会務を統括する。

- 2. 理事は、会務を執行する。
- 3. 監事は、本会の業務及び会計の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

第4章 総会及び理事会、委員会、会合

(総会)

第10条 総会は、正会員、準会員、協賛会員、特別会員をもって構成する。

- 2. 総会は、年1回これを開くほか、代表理事が必要と認めたとき、代表理事がこれを招集する。
- 3. 総会の議長は、代表理事がこれをつとめる。

(総会の議決事項)

第11条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 会則の変更
- (2) 役員を選任および解任
- (3) 会費の金額
- (4) 事業計画および収支予算の承認
- (5) 事業報告および収支決算の承認
- (6) その他本会の運営に関する重要事項

(総会の議事)

第12条 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会)

第13条 本会に理事会をおく。

- 2. 第3条に定める事業の執行に関する企画立案をおこなう。
- 3. 理事会の開催は、代表理事が必要と認めたとき、代表理事がこれを招集する。
- 4. 理事会の議長は、代表理事がこれをつとめる。

(委員会)

第14条 本会には、必要に応じて委員会を置くことができる。

- 2. 委員会の設置、運営に関して必要な事項は理事会で別途定める。

(会合)

- 第15条 本会は、全体会議と事業者会議の会合を開催する。
2. 全体会議は、正会員、準会員、協賛会員、特別会員をもって構成する。
 3. 事業者会議は、正会員、準会員をもって構成する。
 4. いずれの会合も、理事会の承認により、上記で定めた構成メンバ以外に対して、オブザーバとして出席を求めることができる。

第5章 会計

(事業年度)

- 第16条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(収入)

- 第17条 本会の運営は、次の各号の収入をもってあてる。
- (1) 会費
 - (2) 寄付金品
 - (3) その他の収入

(会計)

- 第18条 本会運営のため、次の会計を設ける。
- (1) 一般会計
 - (2) 別途積立金会計
2. 事業年度終了時、一般会計における剰余金を別途積立金会計へ振り返ることができる。
 3. 協議会規約第3条(事業)を遂行するための費用は、理事会の承認により、別途積立金会計より一般会計へ取り崩すことができる。
 4. 協議会規約第3条(事業)を遂行するため、理事会の承認により、第1項の会計以外に特別会計を設けることができる。

第6章 事務局

(事務局)

- 第19条 本会の事務局は、株式会社ひむか流通ネットワーク内におく。
2. 事務局の運営に関し必要な事項は、理事会で別途定める。

全国地域VAN事業者協議会規約(付則)

第1条(遵守事項)

1. 規約の遵守

会員は、協議会規約第1条（目的）の精神を尊重し、第2条以降の諸規則を遵守しなければならない。

2. 会費納入の義務

会員は、事務局より送付される会費納入依頼について、正当な理由なく、納入を遅延することができない。

3. 出席の義務

会員は、開催する本会議に年間1回以上出席しなければならない。なお、欠席の場合は、出欠連絡表に欠席の理由を記入し、開催前日までに事務局に提出しなければならない。なお、協力関係にある正会員と準会員に関しては、その一方が参加することで義務をはたしたものとみなす。これは、複数の協賛会員についてそれらが資本、取引関係等において明らかに同一グループに属すると認識される場合にも適用される。

4. 活動の義務

会員は、事業者会議、本会議において決定された分科会等の活動に参加し、誠実に活動を行わなければならない。

なお、分科会等への参加については、会員の特性などを配慮し、当該会員の合意のもとに決定される。

5. 資料提出の義務

会員は、事務局より送付されたアンケート調査に関して、正当な理由なく、提出を遅延または拒否することができない。アンケート以外で会の目的を達するための資料についても同様とする。

6. 資料利用範囲の制限

会員は、正会員・準会員のVAN事業の実態を示すアンケート資料・アンケート集計資料、協賛会員の協議会外への公表を禁止する資料等は、会員自身と協議会の事業活動についてのみ利用が許される。

第2条（違反時の手続き）

1. 事務局から客観的事実の通告

協議会事務局は、会員が協議会規約（付則）第1条（遵守事項）に明らかに違反することが明確になったときは、その客観的事実を、代表理事に報告する。

2. 理事会による審議と本会議による処分の決定

前項の報告を受け取ったとき、代表理事は協議会規則第13条に従い理事会を招集し、事実を確認し、第3項に従い会員処置を審議し処分案を定める。

この処分案は、直近に開催される本会議にはかり、最終的な処分を決定する。

なお、違反したとされる会員には、十分に釈明の機会が与えられる。

3. 処分

処分は、協議会規則（付則）第1条（遵守事項）について、違反の程度と、改善への努力の程度を勘案し、以下の3種の中から適用される。

1. 改善勧告
2. 退会勧告
3. 除名

全国地域VAN事業者協議会規約（付則2）

第1条（協議会会合の運営方法）

1. キャンセル料

懇親会など有料の会合を直前にキャンセルしたり、無断で欠席した場合、キャンセル料を徴収する。ただし、キャンセル料は損害額相当とする。

2. アンケート調査

会議の円滑な進行をはかるため、アンケート調査の調査結果は会議の開催前に配布し、会議では質疑応答のみとする。

調査結果を事前に配布するため、調査協力を求められた会員は、期日厳守でアンケート調査に回答する。